二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町大江字伊屋之谷一四九三、字紙屋谷下モ段一九四一、一九四二、西谷字城矢白六四四四の一から六四四四の四まで、六四四の七、六四四の八
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町大江字上ミ大ナル上ヌ一七八一の一、字上ミ大ナル七五三、見槻字長品七〇、字上ノ谷六〇五、見槻中字スゲノ谷四八五の一、字茶山ヶ谷四八六の二、字奥瀧四九〇、字平ヶ谷四九三の六、字糸谷九九、一〇二、一〇四の三、一〇五、一〇六、字下向ヒ山五二六、字糸谷東五二七の一九、福井字大谷五六七、五六七の一、五六八、五六八の一、五六八の二、五六八の四、六八一、船岡殿字段ノ谷山七二四の一、七二六、七二七、七二八の三、字段ノ谷一三七、下野字水目谷七五九、字水目谷上平一一八五、橋本字藤足谷六七の一、六八、七三の四、六五〇、六五一、字藤足谷東平六四四、字中ノ谷東平六三九から六四二まで、塩上字大平四五五から四五七まで、四五九から四六一まで、四九〇、四九一、字上土居二六五、二六六、二六九、二七一、二七四の一、二七四の三、志子部字大鳴三五七から三七〇まで、西谷字中目谷八四九の一、八四九の七、字下モ目谷八五〇の三、字笹尾一七の一、一八の一、二〇、六七九の一、六八〇、六八一、六八一の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町大江字ソフケ畑一八五六、字上ミ鹿垣一二二七、字磯ノ三　一五三九、見槻字恵牙ノ谷六五五の二、字石黒七一六、字瀬戸山八一七の二、見槻中字蓮花寺八の一、一〇の三、一八から二一まで、二一の一、字殿ノ奥三四九の一、字細ヶ谷四八九、字本谷西六一二の二、福井字上西岡四四四の一、四五三の一、四五三の二、志子部字葛ヶ谷三八八、字明地ヶ鳴四五九の二、四六〇、字小志子部一七〇の二、一七二から一七五まで、一七五の一、一七六、一七六の一、一七七、一七七の一、一七八の二、一七九、一八〇、西谷字中目谷八四九の二、八四九の五、八四九の八から八四九の一〇まで、八四九の一四、船岡字天満一六六四の二、字新庄谷八七五の一、八七五の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町堀字滝坂二〇から二四まで、二五の一、二五の二、二六から二八まで、字小谷三八、三九、四二の一、四二の二、四三から四六まで、字大捻四八の一、四八の六から四八の一八まで、四八の二〇から四八の二九まで、四八の三四から四八の三八まで、四八の五〇、字小捻六〇の三から六〇の九まで、六〇の一八、六〇の一九、字足谷六一、六二の一から六二の七まで、六三、六四、六六の一、六七の一から六七の四まで、字中谷九四の一から九四の八まで、九五、一三二から一三四まで、字小桜一三八の一から一三八の二八まで、一三八の四一、一三八の四三、一三八の四八、字東中峯一四〇の一、字西中峯一四一の一、字塔ウ谷一四四の二、一四四の三、一四四の八、一四四の九、一四四の一一から一四四の一三まで、一四六の一八、一四六の二〇、一四六の二八、字ヒナ林一九二、一九三の一から一九三の一四まで、一九四から一九九まで、二〇八の一、二〇九の一、二〇一から二〇七まで、二一一、二一二の一、二一二の二、二一三、二一四の一、二一五の一、二一六、二一七の一、二一八の一、二一九、二二〇、字小山道一二五八の一から一二五八の二九まで、字中山道峯一二五九の一、一二五九の六六、一二五九の六七、字大山道峯一二九二の一から一二九二の四まで、字奥和谷ノ上一三二五から一三二八まで、一三三三の一、一三三三の二、一三三四の一、一三三四の二、字東矢谷二四一三の一から二四一三の一一まで、字堤原谷二四一四の一から二四一四の二〇まで、字東小ヒイガ谷二四四六の一から二四四六の一九まで、字西小ヒイガ谷二四四七の一から二四四七の六まで、字西矢谷二四四八の一から二四四八の七まで、字桃栗谷二四四九の一から二四四九の四まで、字下り渡り二四五一の一、二四五一の二四、二四五一の二五、字木地屋敷二四五四、字上畑二四五五、字瀬波戸二四五六の一、字西奥鷲谷二四六二の一から二四六二の一四まで、字東奥鷲谷二四六三の一から二四六三の一三まで、字奥鷲谷尻二四六四の一から二四六四の六まで、字ヒイガ谷二四七四の一から二四七四の一一まで、関金町今西字七曲り一二二〇の一から一二二〇の八まで、一二二〇の一一、字小黒見谷一二二二の一から一二二二の六まで、字大谷一二三三の一から一二三三の二三まで、字朴ノ木谷一二三四の一から一二三四の六まで、字**櫃**鉢谷一二三五から一二三九まで、一二三九の一、字烏帽子岩一二八四から一二八七まで、字長尾一二八八から一二九五まで、字湯谷一二九六から一三〇九まで、字大平ラ一三二六の一、一三二六の二、一三二七、一三二八、一三二九の一、字鷹巣谷一三三一の一、一三三二の一、一三三二の二、一三三二の六、一三三二の七、一三三二の九、一三三二の一〇、一三三二の一一、字足谷一三三三の一から一三三三の一八まで、字平イ畑一三三四の一、一三三四の四から一三三四の八まで、一三三五の一、字大河ドチ一三三六の一、一三三六の三、一三三六の四、一三三六の六、一三三七の一から一三三七の三まで、字沢ノ谷一三三八の一、一三三八の三、一三三八の四、一三三九の一、一三三九の三、一三四〇、字広戸一三四一、一三四二の一から一三四二の四まで、一三四二の七、字桃栗谷一三四四の一から一三四四の七まで、字平ラ谷一三四六の一から一三四六の四まで、字雲河原一三四九の一から一三四九の八まで、字小スイ谷一三五一の一から一三五一の三まで、字大スイ谷一三五四の一から一三五四の一三まで、一三五四の一五、字上鍋